



❖ 電子署名法の課題など

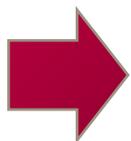
June 29, 2010

佐藤 直之 (sato@verisign.co.jp)
日本ベリサイン株式会社

電子署名法に求められたものは？

- (目的) 第1条

- この法律は、**電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与**することを目的とする。



目的の達成はまだまだか？



(復習1) 電子署名法に規定されたこと

- 規定されたこと

電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)

① 電子署名についての定義とその有効性

⇒ 電子署名の法律上の取り扱いを明確に

② 認証局についての国による基準と認定制度

⇒ 信頼できる認証業務に対する認定制度の導入

- 規定されなかったこと

– 法人の行う電子署名、属性の証明、タイムスタンプ、ID、オンライン認証...



(復習2) 電子署名の真正な成立の推定

- 「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」(第3条)
 - 何が「有効」な電子署名かは、司法の場で判断
 - 実務上、省令基準に適合する電子署名は「有効」と判断されると推測される

実社会



+



本人の署名または押印

真正に成立したと推定

実社会と電子社会
のアナロジー

電子社会



+



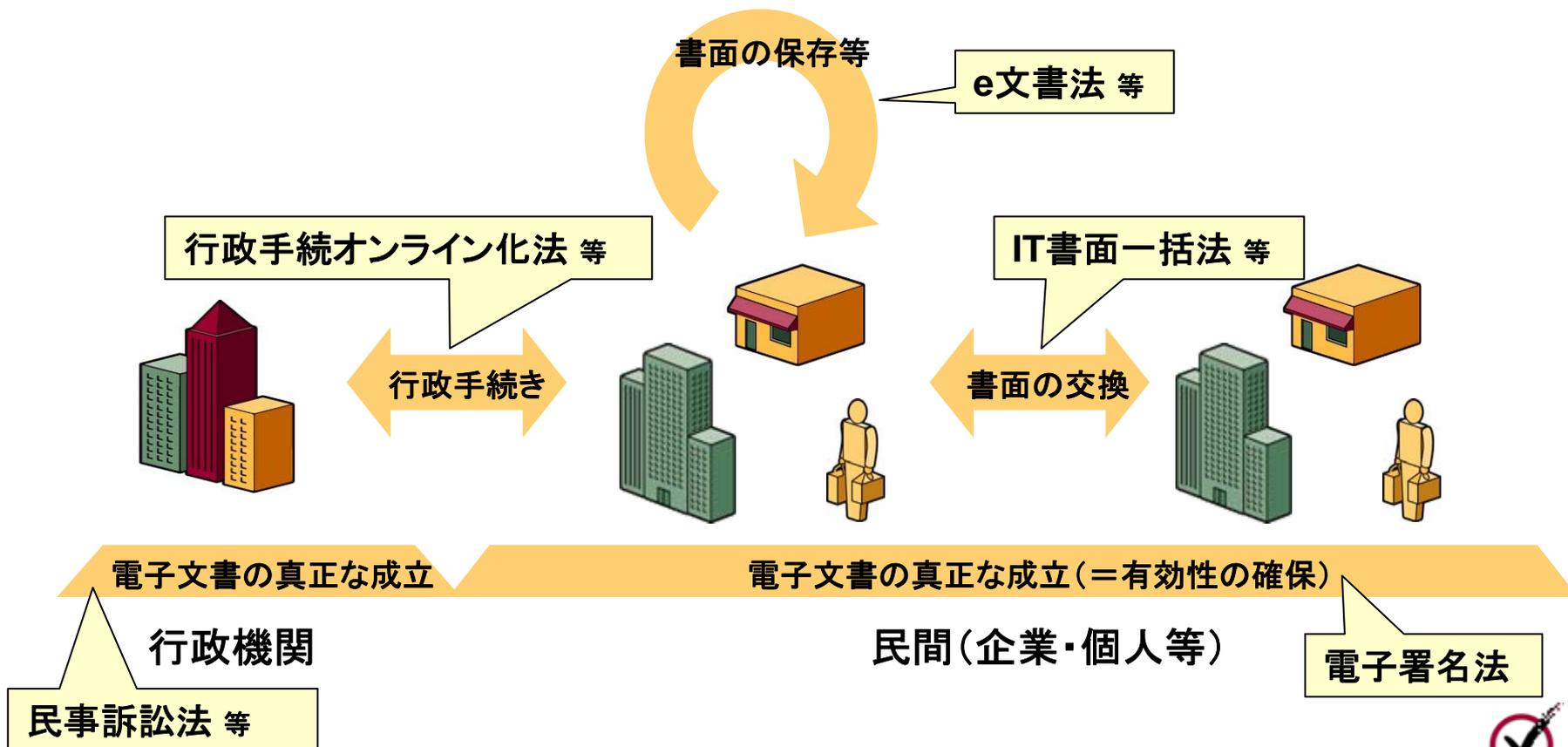
本人による電子署名

真正に成立したと推定



文書と手続きの電子化にかかわる法令

- 企業や個人が取扱う文書の多くは、法令により制約を受けている
- 従来、法令の前提は「書面」(=紙)であった、近年これを電子化するため整備が進む



関連法令の概要

- いずれも、書面（紙）の電子化にかかわるもの

⇔ 書面の世界を電子の世界にマッピング = 既存の法制度の延長

略称	正式名称	概要
IT書面一括法	<ul style="list-style-type: none">■ 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律	<ul style="list-style-type: none">■ 書面の交付や手続きを義務付けている規制が電子商取引等の阻害要因になっているとの指摘に対応し、従来の書面による手続きに加えて、電子メール、FAX、Webなどの電子的手段を容認するもの。■ 対象となる分野は民間取引で、「訪問販売等に関する法律」「旅行業法」など。50本の改正が行われた。
行政手続オンライン化関連三法 (行政手続オンライン化法、整備法、公的個人認証法)	<ul style="list-style-type: none">■ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律■ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律■ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	<ul style="list-style-type: none">■ 法令に根拠を有する国民等と行政機関との間の申請・届出等の行政手続(約52,000手続)について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための法を整備するもの。■ 行政手続きのオンライン化により、国民の利便性の向上と、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とする。
電子文書法 (e文書法)	<ul style="list-style-type: none">■ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律■ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	<ul style="list-style-type: none">■ 民間事業者等に対して書面の保存等が法令上義務付けられている場合について、原則として当該書面に係る電磁的記録による保存等を行うことを可能にするための共通事項を定める等、所要の法整備を行うもの。

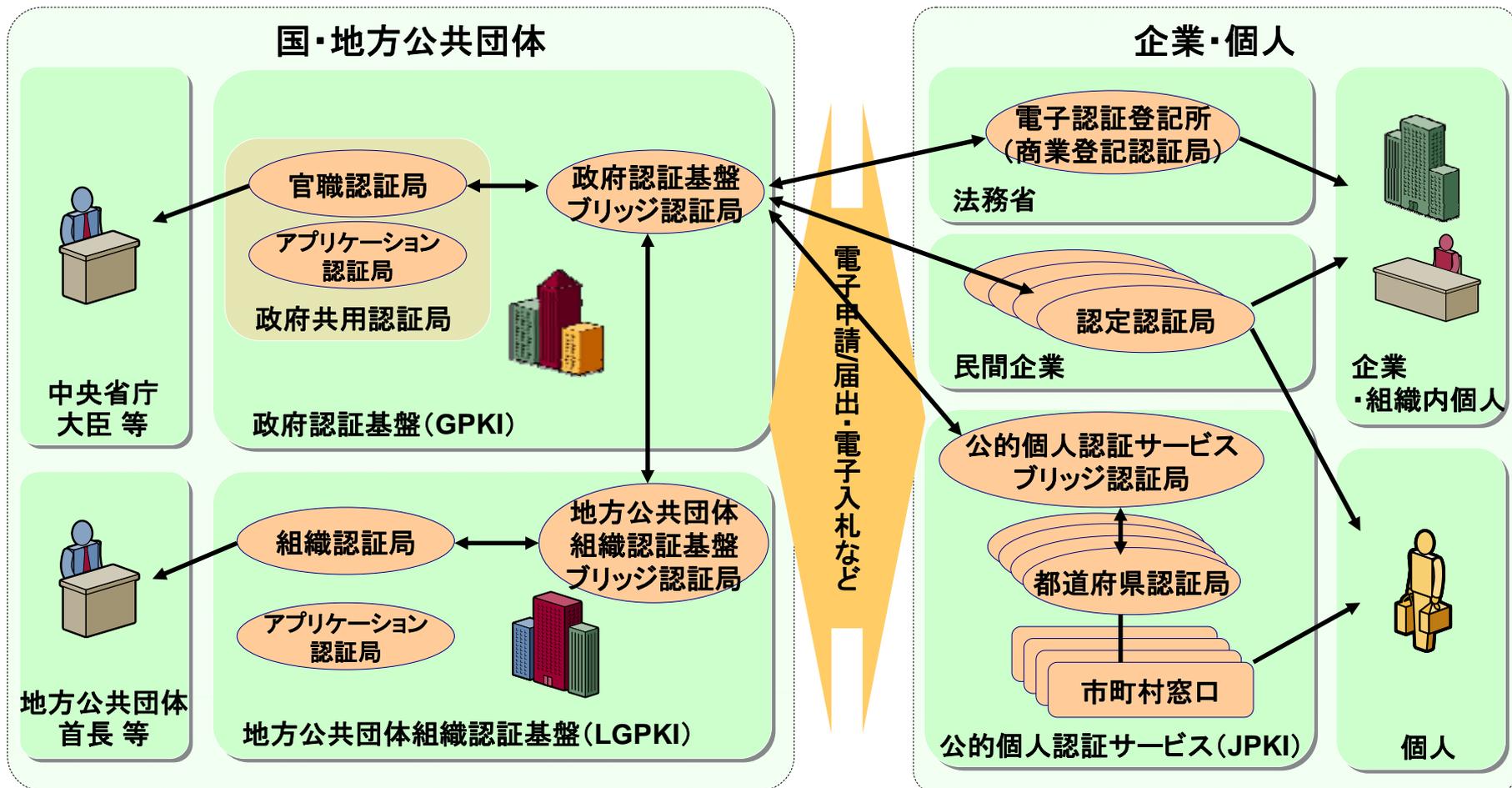


関係が深い制度など

名称	概要
公的個人認証サービス (JPKI)	<ul style="list-style-type: none">▪ オンライン(インターネットを通じて)申請や届出といった行政手続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段を提供するもの▪ 都道府県知事が発行する電子証明書をICカード等に記録し、これを用いて申請書などの情報に電子署名を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができる
商業登記に基づく電子認証制度 (商業登記認証局、電子認証登記所)	<ul style="list-style-type: none">▪ 電子認証登記所(東京法務局)が、法人の登記情報に基づいて、法人の代表者についての電子証明書を発行する▪ 法務省管轄
政府認証基盤 (GPKI)	<ul style="list-style-type: none">▪ 国民等から行政機関に対する申請・届出等や、行政機関から国民等への申請・届出等に対する結果の通知等を、インターネットを利用しペーパーレスで行うことを目的として、申請・届出等やその結果の通知等が、真にその名義人(申請者や行政機関の処分権者)によって作成されたものか、申請書や通知文書の内容が改ざんされていないかを確認する行政機関側の仕組みとして整備されたもの
地方公共団体組織認証基盤 (LGPKI)	<ul style="list-style-type: none">▪ 地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続、あるいは、地方公共団体相互間の文書のやり取りにおいて、盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性(本人が作成した文書に相違ないこと)を担保するための仕組み



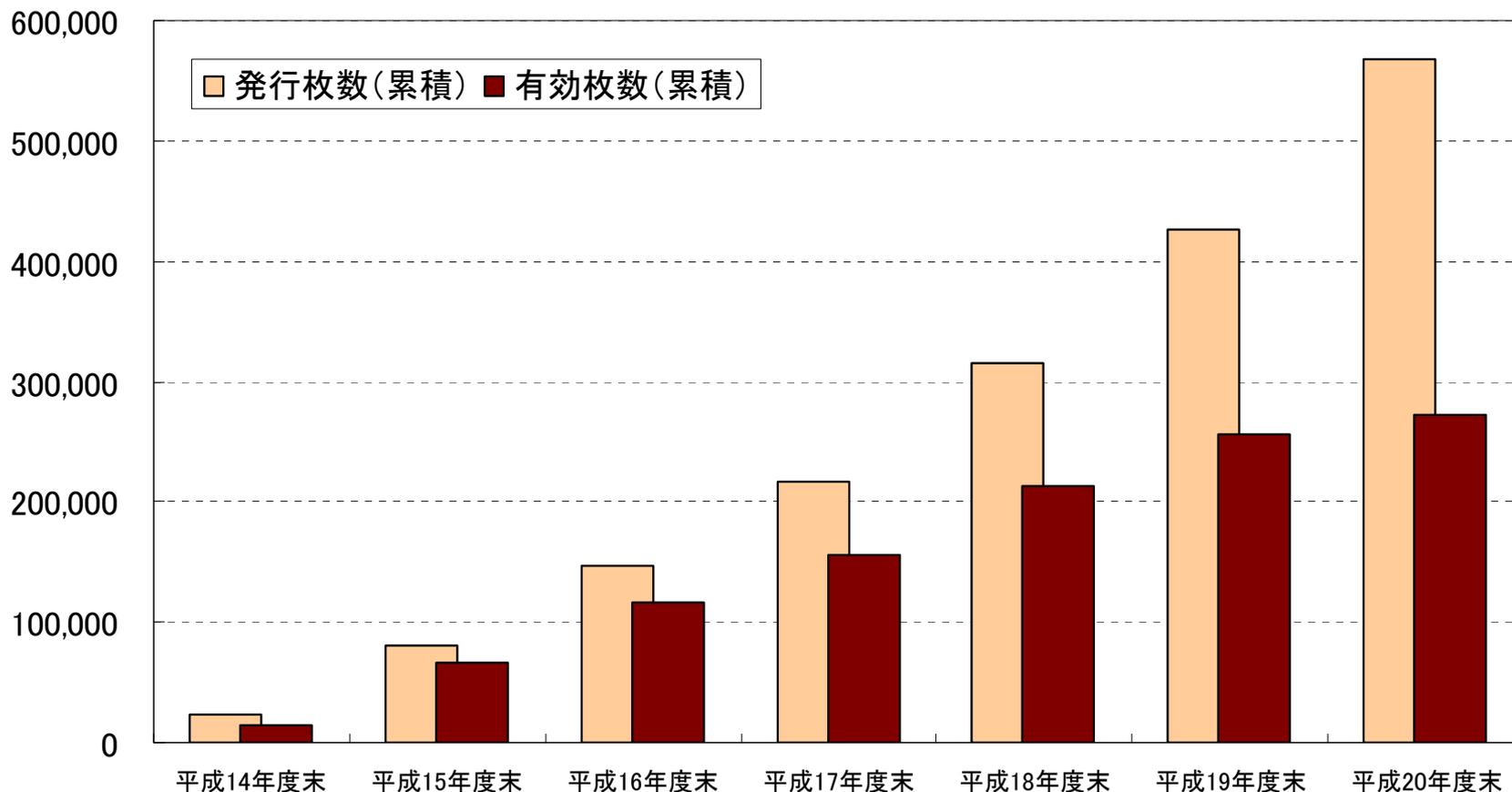
行政機関の利用する認証基盤(PKI)



認定認証業務にかかわる電子証明書の発行枚数

■ 電子証明書の枚数は増加傾向にある...

－ 発行枚数(累積)57万枚、(年間)14万枚、有効枚数 27万枚 (※平成20年度末)



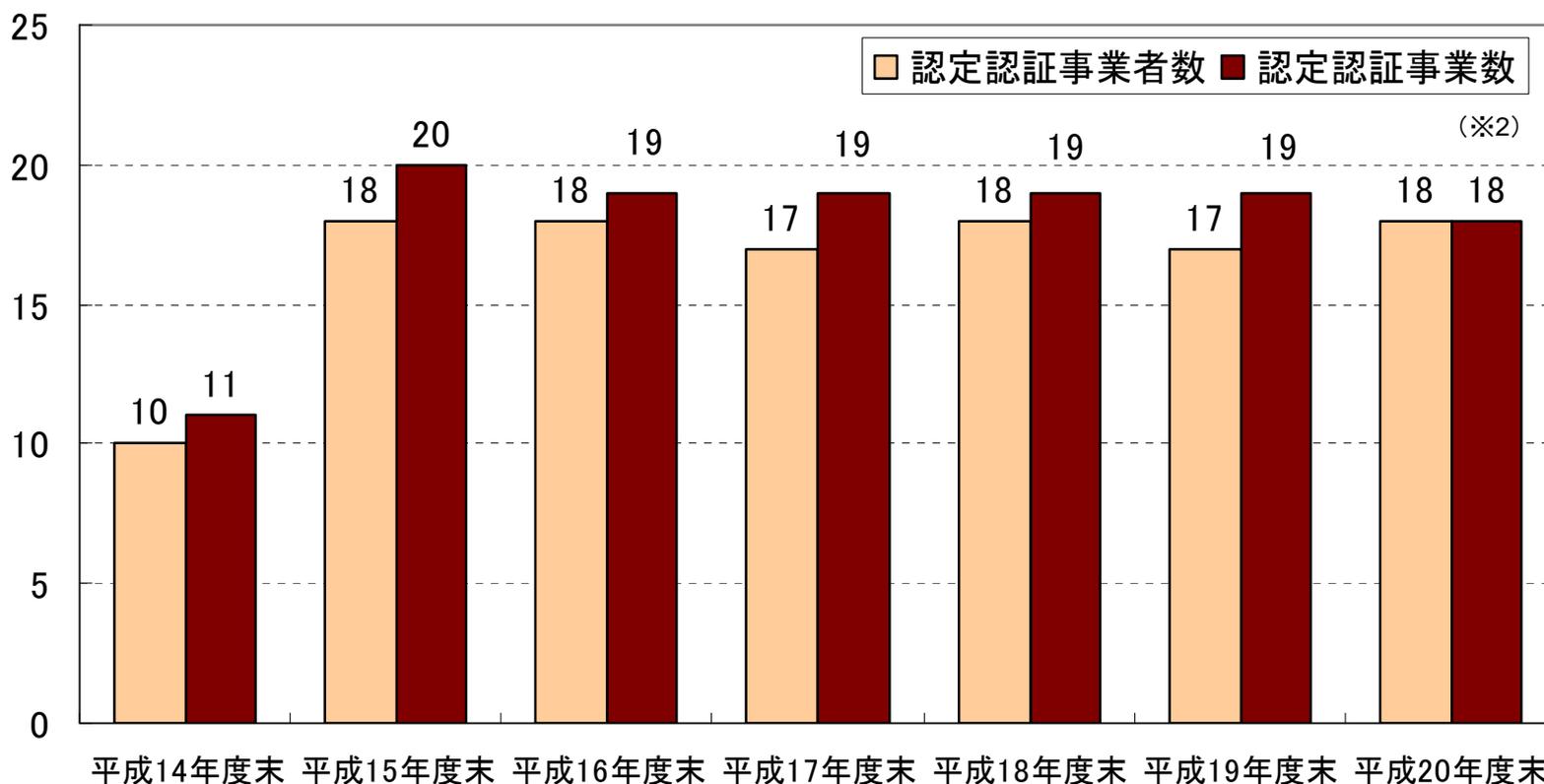
※1. 数字は概算(発行枚数と有効枚数の差は「有効期間満了」または「申請等による失効」件数)、廃止された認証局の発行枚数を含む

※2. 参考:「平成21年度 電子署名・認証業務普及セミナー」(主催:(財)日本情報処理開発協会、平成21年度経済産業省委託事業)の経済産業省発表資料



認定認証業務数の推移

- 認定認証業務数は18業務(※1.平成21年12月現在、経済産業省ホームページより)
 - ー ただし、昨年後半から、複数の認証局で電子証明書の申込受付を停止

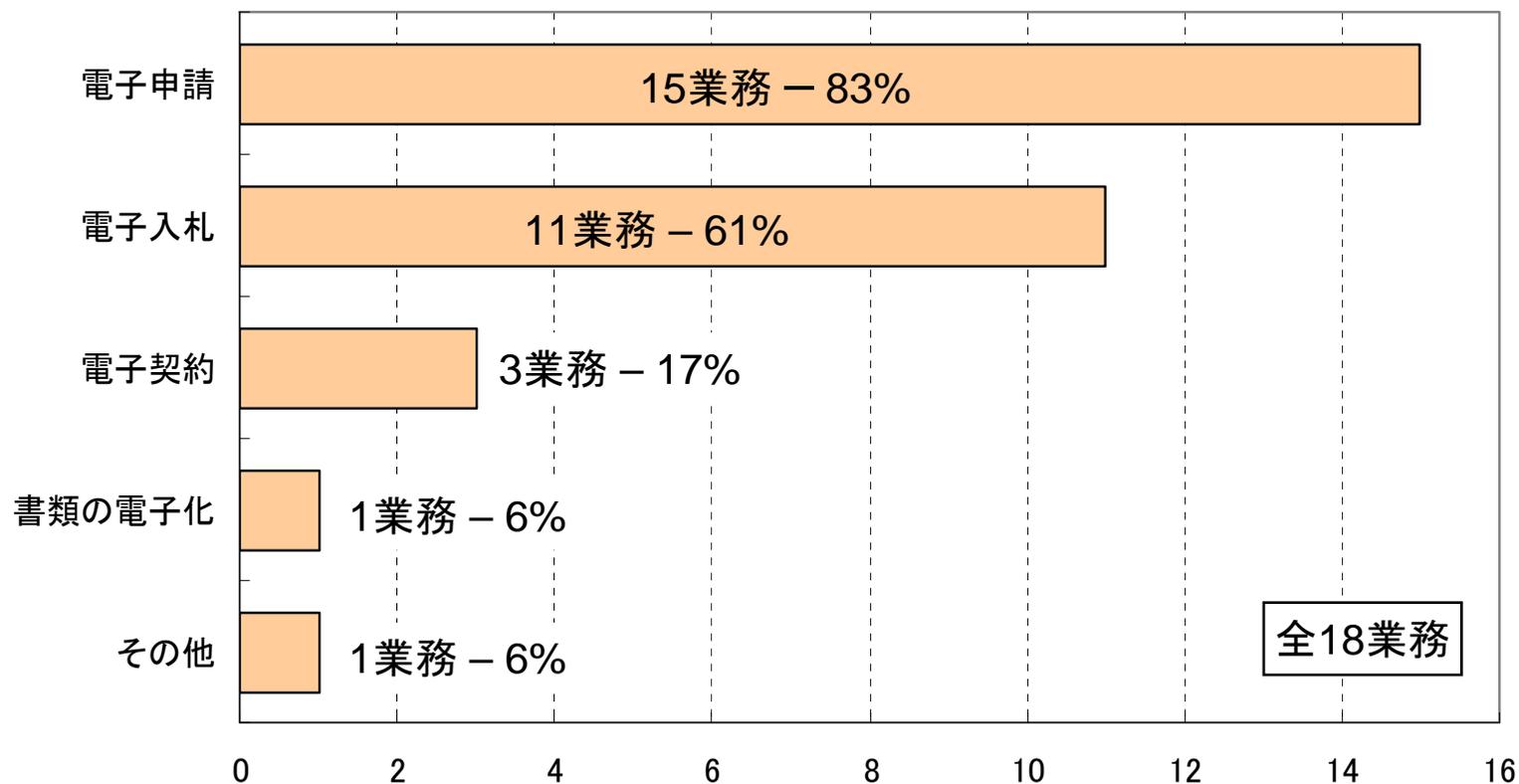


※2. 参考:「平成21年度 電子署名・認証業務普及セミナー」(主催:(財)日本情報処理開発協会、平成21年度経済産業省委託事業)の経済産業省発表資料



認定認証業務の電子証明書の主要な用途

- 主要な用途は電子申請と電子入札



※1. 参考: 各社ホームページ、および「平成21年度 電子署名・認証業務普及セミナー」(主催:(財)日本情報処理開発協会、平成21年度経済産業省委託事業)の経済産業省発表資料



公的個人認証サービス、商業登記認証局

- 公的個人認証サービス

累計発行枚数 100万枚突破(平成21年2月末)

- 商業登記認証局

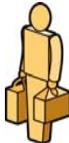
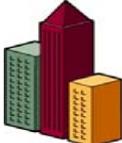
年間発行枚数	6.3万件(平成20年度)
有効枚数	1.5万枚(平成20年度末)

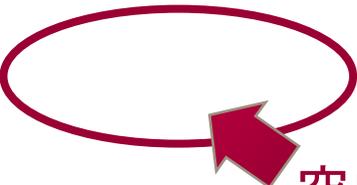
※1. 参考:「公的個人認証サービスの電子証明書の発行状況について」(平成21年3月4日、総務省報道資料)、および「平成21年度 電子署名・認証業務普及セミナー」(主催:(財)日本情報処理開発協会、平成21年度経済産業省委託事業)の経済産業省発表資料



電子署名法の課題(よく言われるもの)

① 証明の対象(=電子証明書の利用者)は自然人のみ

電子証明書 の利用者	個人 	企業内個人 	企業 	行政機関 (職責) 
電子証明書 の提供者 (認証局の種類)	公的個人 認証サービス (JPKI)	電子認証登記所 (法人代表者)	民間認証局	政府認証基盤 (GPKI)
電子署名法 の認定認証業務 ※ 所属企業名、役職は認定対象外		地方公共団体 組織認証基盤 (LGPKI)		
電子署名 の法的有効性	電子署名法(第3条)			民事訴訟法 (第228条第2項)等

 空白地帯

 B2Bでの活用に制約



電子署名法の課題(よく言われるもの)

- ① 証明の対象(=電子証明書の利用者)は自然人のみ
- ② 単一の厳格な認定基準... LoAのコンセプトは未採用
 - コストは高くなり、使い勝手には制約多い
- ③ わかりにくい業務分類... 特定認証業務 と 認定認証業務
 - 認定制度についての誤った認識

「認証業務」: 電子証明書を発行する業務(法第2条第2項)

「特定認証業務」:
主務省令で定める基準に適合する認証業務(法第2条第3項)

「認定認証業務」:
認定を受けた特定認証業務(法第4条第1項他)



電子署名法の課題(よく言われるもの)

① 証明の対象(=電子証明書の利用者)は自然人のみ

② 単一の厳格な認定基準... LoAのコンセプトは未採用

③ わかりにくい業務分類... 特定認証業務と認定認証業務

④ 電子証明書の記載事項... 属性情報の取扱、仮名の利用 他

⑤ 認証局の保証(財務的要件)、利用者の義務、検証者の義務

⑥ 電子署名の長期的な有効性の課題

...

法律

省令



色々と挙げることはできるが、
これらを解決すれば電子署名は普及するのか？



電子署名はなぜ使われないのか？... 課題の再考

利用シーン

- 局所的な利用 ⇔ 低い認知度
- 電子文書の真正性の要求は限定的
- (遊び心をくすぐらない?)
- ...

文化

- 紙に対する信頼、紙に依拠した長い歴史
- 目に見えない、理解が難しいものに対する不安
- 現状を変化させることへの抵抗

技術・運用

- 簡単でない技術、複数の標準
- 導入コスト、運用コスト
- サポート環境の問題
- ...

法令・制度

- 紙をベースとし複雑・絡み合った制度
- 見えない制約(監査対応、他)
- 「前例」「判例」の存在しない世界
- ...

電子署名法内部の問題というより、「紙の電子化」から派生する難しさ



電子署名のさらなる活用に向けて

■ (案1) 既存の方向を後押しする方法

- 技術・運用面での課題は、様々な努力により解消に向かっている
- 法令・制度面では、新たにガイドラインを整備すること等で問題を軽減させる
- 強制力、または強力なインセンティブの発動(オプション)

⇒ 利用シーンを徐々に拡大、ある閾値を超えると利用は急速に拡大

■ (案2) コンセプトの切替による方法

- 電子署名、電子認証、識別(ID)を包括的にとらえ、本来の目的(=国民生活の向上、経済の発展)の達成にベストな方法を模索
 - ×: 書面(紙)を電子化 ⇒ ○: 電子情報とIT技術を積極活用した新しい社会制度
- 法令・制度の見直しを提言
 - 「識別及び電子認証及び電子署名に関する法律」?



いずれの場合も、官民一体となった努力が必要





Thank You

ありがとうございました